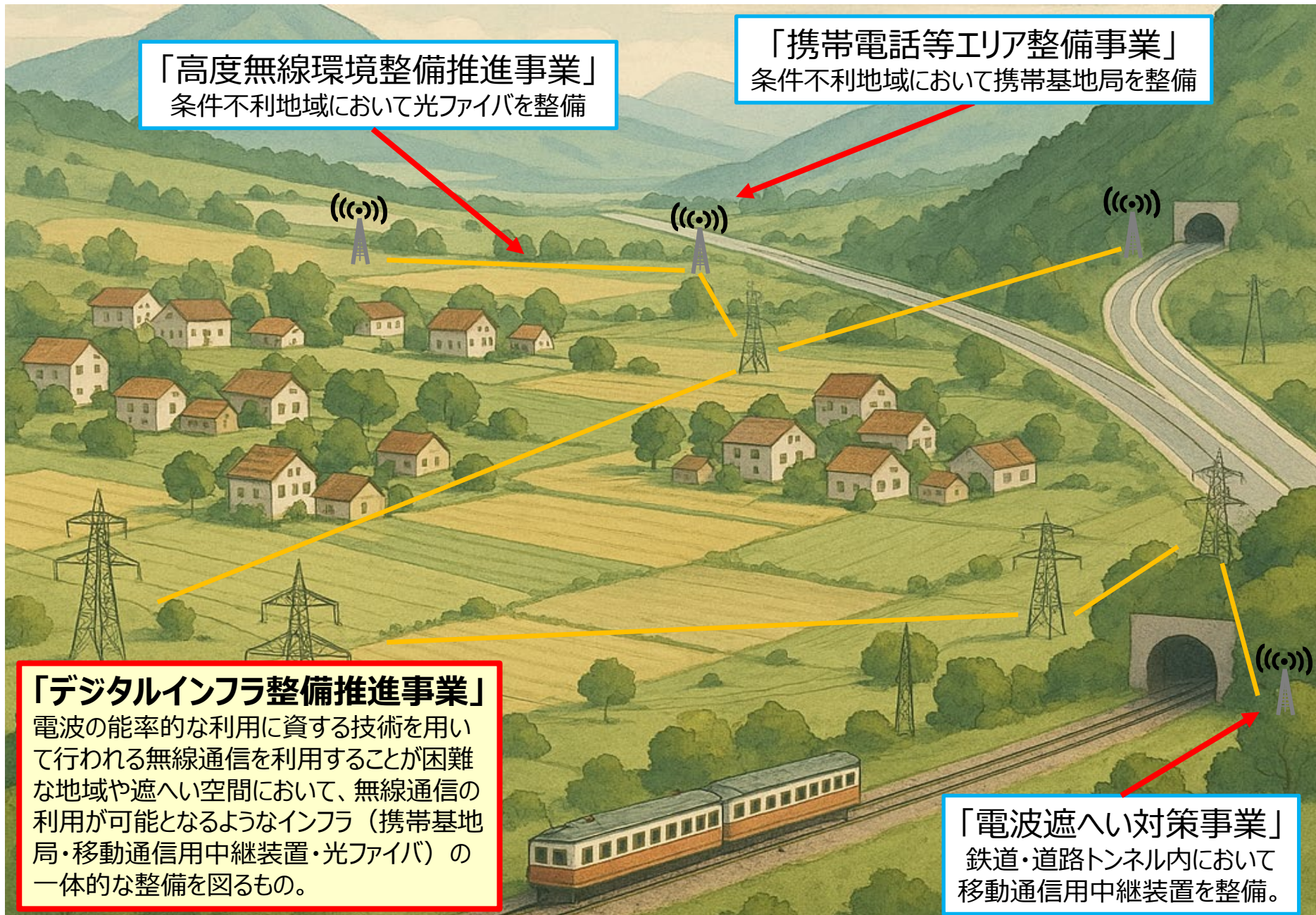


デジタルインフラ整備推進事業について

令和8年2月6日
東海総合通信局 情報通信部・無線通信部

デジタルインフラ整備推進事業のイメージ



「高度無線環境整備推進事業」
条件不利地域において光ファイバを整備

「携帯電話等エリア整備事業」
条件不利地域において携帯基地局を整備

「デジタルインフラ整備推進事業」
電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域や遮へい空間において、無線通信の利用が可能となるようなインフラ（携帯基地局・移動通信用中継装置・光ファイバ）の一体的な整備を図るもの。

「電波遮へい対策事業」
鉄道・道路トンネル内において移動通信用中継装置を整備。

・地理的に条件が不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）や遮へい空間において、電気通信事業者（地方公共団体等を含む。）が光ファイバや携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助

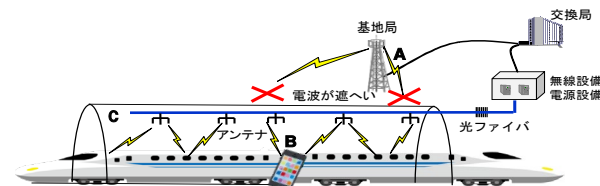
携帯電話基地局の整備加速化



○携帯電話等エリア整備事業

・条件不利地域において、携帯電話基地局の整備費用等の一部を補助

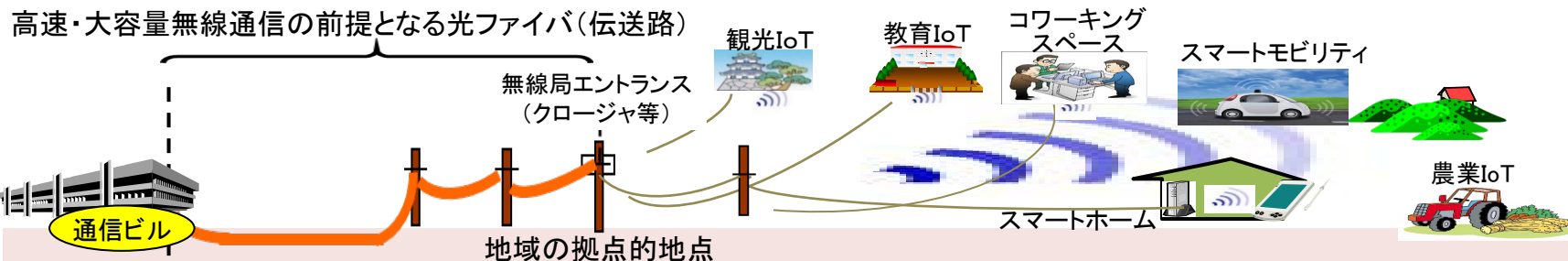
トンネルにおける移動通信用中継施設の整備加速化



○電波遮へい対策事業

・トンネルにおいて、移動通信用中継施設の整備費用の一部を補助

光ファイバの整備加速化



○高度無線環境整備推進事業

・条件不利地域において、光ファイバの整備費用等（離島地域における維持管理費用を含む）の一部を補助

デジタルインフラ整備推進事業 令和8年度当初予算(案) 30.0億円 令和7年度補正予算 31.1億円
(令和7年度予算額 39.9億円、令和6年度補正 25.3億円、令和6年度予算額 78.0億円、令和5年度補正 59.3億円)

※ 過年度の予算額は、旧施策の合計額を記載。

携帯電話等エリア整備事業

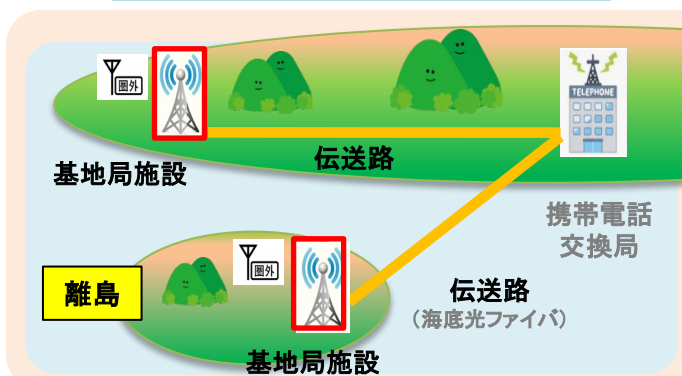
地理的に条件が不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、地方公共団体や無線通信事業者等が携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助。

補助メニュー	補助内容	補助率						
基地局施設整備 (4G等)	圏外解消のため、基地局施設を設置する場合 ※非居住エリア	事業主体：地方公共団体 ※離島、半島、山村地域の国の補助率は、1社整備3/5、複数社整備3/4 【1社整備】 <table border="1"> <tr> <td>国 1/2</td> <td>都道府県 1/5</td> <td>市町村 3/10</td> </tr> </table> 【複数社整備】 <table border="1"> <tr> <td>国 2/3</td> <td>都道府県 2/15</td> <td>市町村 1/5</td> </tr> </table>	国 1/2	都道府県 1/5	市町村 3/10	国 2/3	都道府県 2/15	市町村 1/5
国 1/2	都道府県 1/5	市町村 3/10						
国 2/3	都道府県 2/15	市町村 1/5						
高度化施設整備 (5G)	4Gを利用できるエリアにおいて、通信の高度化のため、5G基地局を設置する場合	事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者等 【1社整備】 <table border="1"> <tr> <td>国 1/2</td> <td>無線通信事業者 1/2</td> </tr> </table> 【複数社整備】 <table border="1"> <tr> <td>国 2/3</td> <td>無線通信事業者等 1/3</td> </tr> </table>	国 1/2	無線通信事業者 1/2	国 2/3	無線通信事業者等 1/3		
国 1/2	無線通信事業者 1/2							
国 2/3	無線通信事業者等 1/3							

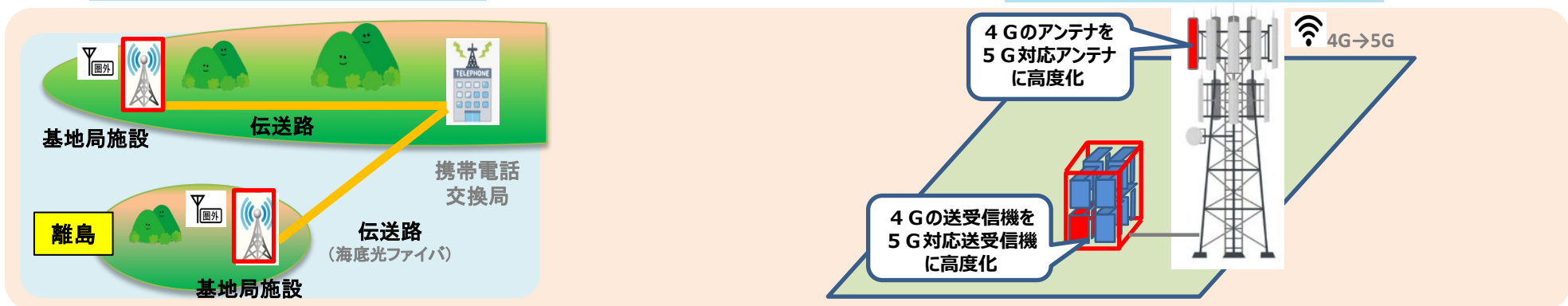
※伝送路施設の設置(光ファイバの設置)や運用費に関する補助事業も補助メニューとして存在。

※過去に国が補助金により整備した基地局の復旧・復興支援メニュー及び、更新に関する支援メニューを追加。

基地局施設整備のイメージ



高度化施設整備のイメージ



(事業主体) 地方自治体、携帯電話事業者、インフラシェアリング事業者等、(事業スキーム) 補助事業

(補助対象) 電源設備、衛星回線設備、送受信設備等、(計画年度) 平成17年度～

電波遮へい対策事業

電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルにおいて、一般社団法人等が移動通信用中継施設を整備する場合、国がその整備費用の一部を補助

施策の概要

- ア 事業主体: 一般社団法人、インフラシェアリング事業者等、地方公共団体(都道府県)
 イ 対象地域: 鉄道トンネル、道路トンネル(高速道路、国直轄国道、緊急輸送道路 ※)
 ※緊急輸送道路のうち原発制圧道路に限り、500m未満のトンネルも対象
 ウ 補助対象: 移動通信用中継施設(鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等)
 エ 負担割合: (一般社団法人等が事業主体の場合)

【鉄道トンネル】

国 1/3	鉄道事業者 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	--------------	----------------

【高速道路・国直轄道の道路トンネル】

国 1/2	一般社団法人等 1/2
----------	----------------

【緊急輸送道路の道路トンネル※】

国 1/3	一般社団法人等 2/3
----------	----------------

※2 高速道路及び国直轄道以外の地方公共団体が管理する緊急輸送道路

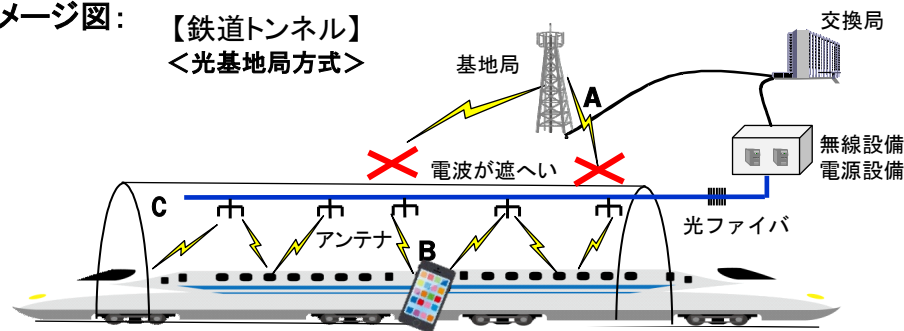
(地方公共団体が事業主体の場合)

【緊急輸送道路の道路トンネル※】

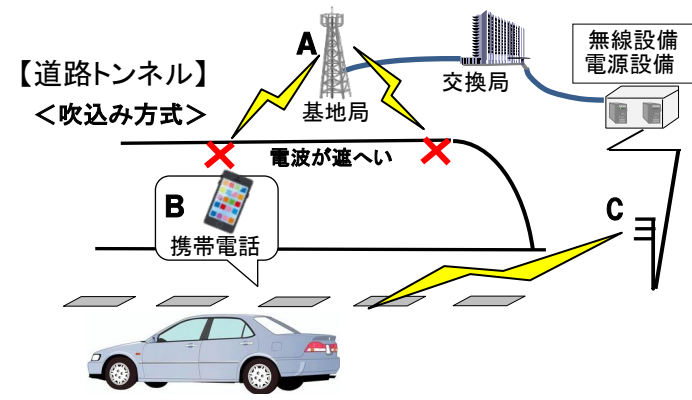
国 1/3	地公体 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	------------	----------------

オ: 計画年度: 平成11年～

カ イメージ図: 【鉄道トンネル】
 <光基地局方式>



【道路トンネル】
 <吹込み方式>



注: 無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することによりトンネル内等での通信を可能とする。

高度無線環境整備推進事業

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、電気通信事業者(地方公共団体等を含む。)が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合や、地方公共団体が所有する公設設備について、民間事業者や第3セクターへ譲渡した上で高度化(5G対応等)を図る場合等に、その費用の一部を補助する。
- また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

- ア 事業主体:** 直接補助事業者:自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者:民間事業者
イ 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)
ウ 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等
エ 負担割合:

(自治体の場合)

【離島】*

国(※1)(※3) 4/5	自治体 1/5
------------------	------------

*光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2(令和8年度まで)

【その他の条件不利地域】

国(※1)(※2)(※3) 1/2	自治体 1/2
----------------------	------------

- (※1) 地中化を伴う新規整備の場合、分子に0.5上乗せ
 (※2) 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3
 (※3) 民設移行を前提とした高度化を伴う更新を行う場合3/4(離島)、1/2(その他条件不利地域)

(第3セクター・民間事業者の場合)

【離島】

国(※1)(※4)(※5) 4/5	3セク・民間 1/5
----------------------	---------------

【その他の条件不利地域】

国(※1)(※6) 3/4	3セク・民間 1/4
------------------	---------------

- (※4) 海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、3/4
 (※5) 高度化を伴う更新を行う場合、3/4、2/3(海底ケーブルの敷設を伴わない場合)
 (※6) 高度化を伴う更新の場合、2/3

イメージ図

高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ(伝送路)



- ・自治体実施する新規整備事業については、令和8年7月までの申請を受付
- ・複数の実施期間を段階的に設定して事業を実施することを明確化
- ・災害復旧時の補助事業のメニューの明確化

- 離島においても、ICTを活用した学校教育、在宅勤務・オンライン診療等を継続的に利用可能とするため、また5G等の高度無線環境を実現し維持するため、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に係る収支赤字の1/2を補助する。

ア 申請主体： 離島（※）を有する地方公共団体（都道府県、市町村及びそれらの連携主体）

※離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域

イ 補助対象事業： 申請主体が自ら保有する離島内の伝送用専用線設備（当該離島内の局舎設備を含む。）及び当該離島に陸揚げされる海底伝送用専用線設備（両端の陸揚局等の局舎設備を含む。）を維持管理する事業

ウ 事業実施期間： 令和3年度から令和8年度まで

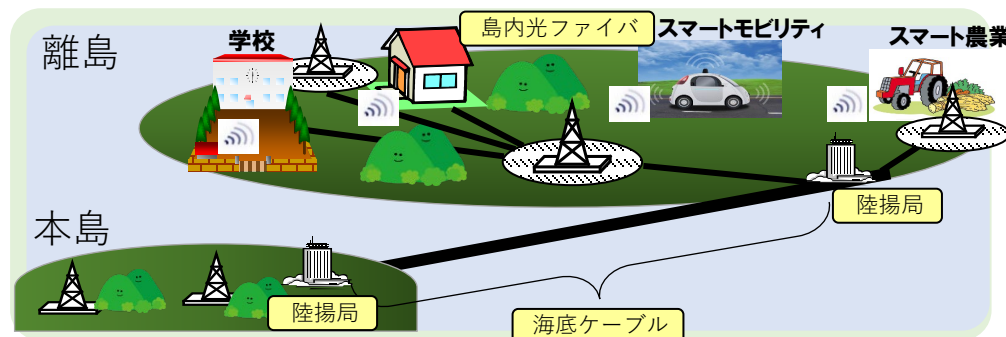
エ 補助対象経費： 離島伝送用専用線設備の維持管理に係る収支差額（赤字の場合のみ）

オ 負担割合：

国 1 / 2	地方公共団体（※） 1 / 2
------------	--------------------

※市町村の負担について、特別交付税措置（措置率0.8）が講じられる。

イメージ図



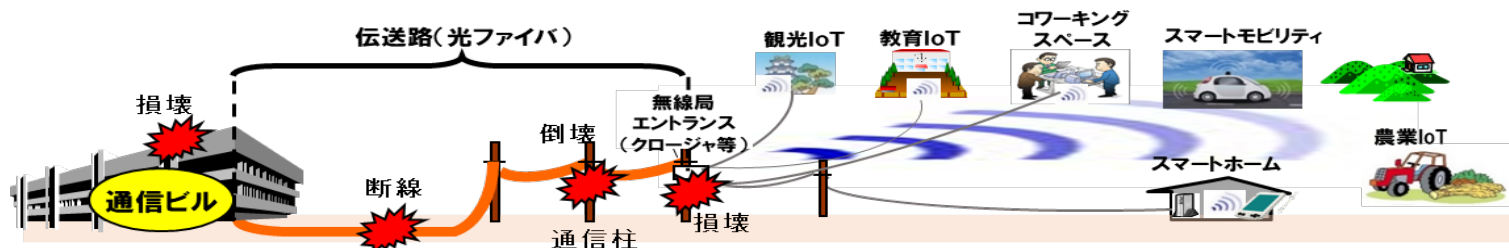
災害復旧事業の補助スキームの整理

- 災害復旧事業については、災害時に早期の事業着手を可能とするため、新規整備や高度化などの補助メニューとは別に補助率や補助対象等を定め、あらかじめ当初予算の中に枠を設けて補助を実施してきている。
- これまで、災害の規模を踏まえた補助率嵩上げ・補助対象の拡大を個別協議で行ってきたところだが、さらに迅速な災害復旧事業の実施のため、災害の規模に応じた補助スキームの整理を行った。

補助スキームの整理

	一般的な災害の場合	激甚災害の場合
対象の災害	「公共土木施設災害復旧事業査定方針」に準じる災害	激甚災害
事業主体	自治体、第三セクター、通信事業者 ※ただし、業務区域の市町村数が10を超えない者が事業主体である場合に限る。	
対象地域	地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島等)	
補助対象	伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等 <small>(参考)これまでは過去に総務省の補助事業で整備したものに限定している。</small>	伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等 ※応急仮設住宅への伝送路設備等の整備も対象
補助率	1/2 ※離島は2/3	2/3

※ 現行の災害復旧事業スキームにおいて補助率の嵩上げ等を行った能登半島地震については、令和6年1月11日に激甚災害として指定されている(令和6年政令第4号)。



公設光ファイバの民間移行を支援する取組

1/16～

自治体が保有する光ファイバ設備等(公設設備) 相談支援窓口開設のお知らせ

総務省では、自治体が保有する光ファイバ設備等(公設設備)の民間移行(譲渡)の実現に向けた課題や支援策の活用等について、総合的なご案内・解決案のご提示ができるよう、支援窓口(請負事業者:PwCコンサルティング合同会社)を開設し、相談受付を行うこととしました。

相談用Webフォームのほか、電話、メールからご相談・お問い合わせいただくことが可能ですので、是非ご利用ください。

光ファイバ設備等(公設設備)の民間移行においてこんなお悩みはありませんか？



民間移行を検討したいが
進め方がわからない

ガイドラインの詳細を
聞きたい

活用できる補助事業・支援制度が
わからない

自治体が保有する光ファイバ設備等(公設設備)に関するご相談は
相談用webフォーム・お電話・メールにて受け付けております(無料)

本窓口の運営は令和7年度総務省事業として実施するもので、令和8年3月31日までの開設を予定しています。お問い合わせをご希望される場合には、期間内にご連絡いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

自治体が保有する光ファイバ設備等(公設設備)
相談支援窓口

(運営:PwCコンサルティング合同会社)

相談用Webフォームからのご相談

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=6Dk3nJi0qvMEVxNh0TRNOBVG6wiph1Bvy8eJaeWZUQYpGNjhRVYivREpWUJRukdIU0kyTUdXVS4u>



お電話でのご相談
※令和8年3月31日迄

080-3727-3714

080-4109-4089

(受付時間:平日9:00~17:00)



メールでのご相談
※令和8年3月31日迄

jp_cons_minkaniko_support@pwc.com

※メール本文には以下をご記載ください。
・氏名・自治体名(都道府県名含む)
・公設設備の所有者と提供者・お問い合わせ内容



アクセスはこちらから

(参考)公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドラインや事例集

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/index.html

民間移行の相談

地域住民へブロードバンドサービス等を提供する光ファイバ等の設備を保有する自治体におかましては、相談窓口を活用しながら、民間移行に向けて検討をお願いします。

- ✓ 一般的な質問・相談
⇒相談支援窓口
- ✓ 具体的な質問・相談
(補助金の申請や財産処分等)
⇒東海総合通信局情報通信振興課

民間移行に関する事例集の拡充

民間移行済の自治体に、民間移行に関するアンケート・ヒアリングを実施予定なので、依頼がありましたら対応ををお願いします。

参考資料

- ◆ [公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン概要](#)
- ◆ [公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン](#)
- ◆ [公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関する事例集\(令和6年10月版\)](#)